

前橋三武会剣道クラブ規約

第1条（目的）

本クラブは、全日本剣道連盟が掲げる「剣道は剣の理法の修錬による人間形成の道である」という理念に基づき、剣道の稽古・大会参加を通じて、会員一人ひとりが心身を鍛錬し、礼節を重んじ、人格を高めることを目的とする。また、世代を超えた交流を通じて地域社会の健全な発展に寄与し、生涯にわたり剣道を親しむ態度を養うことを目指す。

第2条（名称）

本クラブは「前橋三武会剣道クラブ」と称する。

第3条（会員）

1. 本クラブの目的に賛同し、所定の手続きとして入会申込書を提出した者を会員とする。ただし、原則として前橋市立第三中学校区に在学または在住する者とし、役員会が承認した場合はこの限りでない。
2. 会員は次の区分とする。
 - ジュニア会員（小学生～中学生）
 - 一般会員（高校生以上の学生、社会人）
 - 賛助会員（本クラブを支援する個人または団体）
3. 未成年の入会には、保護者の同意を必要とする。
4. 会員が退会を希望する場合は、保護者または本人からその旨をクラブ役員に届け出るものとする。書面またはメール等、記録に残る方法を原則とする。

第4条（役員）

1. 代表 1名（クラブを代表し、運営全般を統括する）
2. 副代表 1名（代表を補佐し、代表不在時にその職務を代行する）
3. 会計 1名（会費徴収・経理を担当する）
4. 監事 1名（会計監査、活動の健全性確認、保護者代表としてクラブ会員との連絡調整を行う）
5. 指導者（教士・鍊士、指導経験者）若干名（稽古全般を指導する）

第5条（活動場所）

1. 活動拠点は、前橋市立第三中学校の武道館または体育館とする。
2. 必要に応じて公共施設を利用する場合は、事前に会員に周知する。

第6条（活動時間）

1. 原則として、土曜日、日曜日または祝日の午前8時から11時まで、あるいは午後7時から9時までとする。
2. 具体的な活動日時は、あらかじめSNSやメール等を用いて会員に周知する。
3. 天候や災害など安全が確保できない場合は活動を中止する。

第7条（会費等）

1. 会費は、参加の都度これを徴収しない。
2. 公共施設使用料・大会参加費・備品等が必要な場合は、その都度負担を求める。
3. 会費は原則として返還しない。

第8条（傷害保険）

1. 指導者および会員全員はスポーツ安全保険等に加入する。
2. 保険の加入手続きおよび費用負担は、次の区分に従うものとする。
 - 2-1. ジュニア会員（中学生以下）：クラブが一括して加入手続きを行い、その際に必要となる保険料は会員から徴収する。
 - 2-2. 一般会員（高校生以上）および指導者：各自が個人で保険に加入するものとする。ただし、クラブが取りまとめて加入手続きを行う場合は、実費を徴収する。

第9条（研修）

1. 代表や指導者は、資格更新や安全研修等に努める。
2. 会員は剣道の理念を体现し、競技力向上のみならず、礼法・規範意識を重んじる。
3. 指導者・会員・保護者は互いに協力し合い、剣道を通じて心身の健康と人生の充実を図る。

第10条（総会）

1. 年1回、9月に総会を開催し、活動報告・会計報告・次年度計画を行う。
2. 必要に応じて臨時総会を開くことができる。
3. 議決は出席者の過半数の賛成をもって決する。

第11条（規約の改定）

本規約の改定は、総会において出席者の過半数の賛成をもって行う。

第12条（その他）

1. クラブ活動の連絡・周知は、総会およびSNS・メール等を用いて行う。
2. 規約に定めのない事項は、その都度役員会において協議し決定する。

附則（施行）

1. 本規約は、令和7年12月吉日より施行する。
2. 規約改定、令和8年1月11日：第8条第2項を改定し、同日より施行する。
3. 規約改定、令和8年2月5日：第6条第1項を改定し、同日より施行する。